

接続料規則等の一部改正について
(諮問第 1 1 9 6 号)

< 目 次 >

1	報告書	1
2	答申書 (案)	8
3	改正概要	1 0
4	接続料規則の一部改正省令案 (新旧対照表)	1 5
5	接続料規則の一部を改正する省令の一部改正 省令案 (新旧対照表)	3 7

平成20年1月29日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成19年11月28日付け諮問第1196号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。
 - ・ 今回の接続料規則等の一部改正では、き線点RT-GC間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点RT-GC間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある。
したがって、総務省においては、公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討すること。（考え方4）
 - ・ 総務省においては、平成20年度の公衆電話機能の接続料については、既に今回の接続料規則等の一部改正に基づき算定された接続料の認可申請がなされており、本審議会に諮問・審議されていることから、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）に対して、本規定整備の前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点R

T - GC間伝送路費用を算入することがないように算定した接続料を速やかに補正申請を行うよう要請すること。(考え方4)

・ 総務省においては、平成20年度のPHS基地局回線機能の接続料については、今後、長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可申請がなされる予定となっていることから、NTT東西に対して、本規定整備前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点RT - GC間伝送路費用を算入することがないように算定した接続料を認可申請することを要請すること。(考え方4)

接続料規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

1. 接続料規則の一部改正(別表)

意 見	考 え 方
<p>意見1 光ファイバに適用される経済的耐用年数は、過去の撤去実績のみで算定することは適切でなく、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべき。</p> <p>光ファイバに適用される経済的耐用年数については、過去の撤去実績を踏まえ撤去法により推計されているところですが、以下の点を考慮すると、過去の撤去実績のみで算定することは適切でないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 光ファイバ・光ケーブル・加入者引込線の技術は現在ほど成熟していなかったと考えられること - 光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること - 実績として参照されているメタルケーブルは以下のような NTT 東西の事業推進上の理由により、本来の寿命を全うすることなく廃用されたため、当該理由により寿命短縮となったメタルケーブルの実績値等を、光ケーブル寿命の算定の根拠となる参照数値から除外する必要があること <ul style="list-style-type: none"> ・ システムによる光化エリアの構築 ・ 現在もコスト回収の議論が尽きない NTS コストを発生させた都市部のビルの RT 化やルータルエリアにおける ISDN 化の進展 ・ き線点 RT 化の推進のためのメタルケーブル廃用 等 (なお、上記により ADSL の提供が困難となり、利用者利便を損ねる結果になっていることから、メタルケーブルの廃用が妥当だったとは言えないと考えます。) <p>具体的には、光ファイバの経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用し、撤去されていない稼働中の光ファイバについては撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきであると考えます。</p> <p>陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数は対腐食性や今後の光ファイバサービスの進展を考えれば 30 年以上が適当だと考えます。架空メタルケーブルの経済的耐用年数が 23.7 年となっているのに対し、陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数がそれよりも短い 15.1 年となっているのは不適切であり、少なくとも現行パラメータである 20.3 年もしくは架空メタルケーブルと同じ 23.7 年以上であるべきと考えます。</p>	<p>考え方1</p> <p>今回省令において規定された見直し後の光ファイバの経済的耐用年数については、平成19年9月20日付け情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(情審通第105号。以下「答申」という。)に示したとおり、最新の設備利用状況等を踏まえつつ、直近の新規取得量の急激な拡大の影響が現れにくい撤去法を採用し、決定係数及び推計の精度が高いゴンベルツ関数及びワイブル分布を残存関数として再推計した結果を踏まえたものであり適切なものと認められる。</p> <p>また、光ファイバについては、最新の利用状況等の実績把握が可能のため、指摘のように当該経済的耐用年数の推計に際して、メタルケーブルの経済的耐用年数をあえて考慮に入れることは客観性に欠け、算定条件の中立性を損なうことから、適当でない。</p> <p>なお、光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。</p>

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見2 交換機及びき線点遠隔収容装置は長期にわたって利用する蓋然性が高く、実際に長期にわたって利用することを前提に設計され、ユニバーサルサービス費用の主要なコストドライバーでもあることから、経済的耐用年数はそれぞれ30年とすることが適当。	考え方2
<p>交換機及びき線点遠隔収容装置についてもそれぞれ22.2年、17.3年とされていますがこれらについても長期にわたって利用する蓋然性が高く、実際に長期にわたって利用することを前提として設計されているものと考えられます。また光ファイバと合わせてユニバーサルサービス費用の主要なコストドライバーであり、ユニバーサルサービス費用の低廉化を考慮しても経済的耐用年数はそれぞれ30年とすることが適当であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>交換機及びき線点遠隔収容装置の経済的耐用年数については、新モデルにおける経済的耐用年数の補正方法の見直しを踏まえた算定方法を用いて、最新の実績データをもとに算定されたものであり、適切なものと認められる。</p> <p>また、今回のき線点RT-GC間伝送路費用を従量制接続料原価に算入する措置があくまで当分の間の措置であり、また、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しにより補てん対象額が抑制される措置が講じられたことを踏まえると、当該補てん対象額の更なる抑制を意図するために交換機及びき線点遠隔収容装置の経済的耐用年数を30年とすることは算定条件の中立性を損ない、適当でない。</p> <p>なお、これら経済的耐用年数の算定方法については、技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。</p>

2. 接続料規則の一部を改正する省令の一部改正

意見3 NTSコストは基本料で回収されるべきコストでありNTSコストの扱いを見直す今回の省令案は適当でない。	考え方3
<p>今回、NTSコストの一部が接続料原価に再算入されていますが、NTSコストは基本料で回収されるべきコストであり、その金額を平成17年度以降、接続料から控除することについては、平成16年度に整理済みです。NTSコストの扱いを見直す今回の省令案は、本来、適当ではないと考えます。</p> <p>今回の見直しは、NTSコストを基本料の費用範囲の中で回収するという原則を変更するものではなく、ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、やむを得ず「当分の間の措置」として行われるものであると理解しています。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>今回の省令案は、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しに伴い、実質的にき線点RT-GC間伝送路に係るNTSコストをNTT東西のみが負担する結果となることから、当該コストをNTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担するようにするため、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入することを規定するものであり、答申を踏まえたものとして適当と認められる。</p>

<p>今回、接続料規則の一部を改正する省令において、「NTSコストのうち、き線点RT - GC間伝送路費用の接続料原価への段階的算入」について措置することとされておりますが、当該措置については、平成19年9月20日付情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(以下、本章において「答申」という。)に基づくものです。</p> <p>本答申においては「この取扱いは、利用者負担の抑制を図る観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。このため、PSTNからIP網にマイグレーションが進行している状況を踏まえ、利用者負担の抑制や接続料の水準等に配慮しつつ、早急な検討を行うことが望ましいことから、平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT - GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当である。」とされているところであり、当該措置が暫定的な措置であることは明らかです。したがって、即時に接続料原価への算入を取りやめるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見4 き線点RT - GC間伝送路費用を加入者交換機能と公衆電話機能又はPHS基地局回線機能とで二重に回収することとならないよう公衆電話機能又はPHS基地局回線機能に加算されるNTSコストから当該費用を控除するための規定が必要。</p>	<p>考え方4</p>
<p>NTSコストのうち、き線点RT - GC間伝送路費用を加入者交換機能の接続料原価へ段階的に参入するにあたり、当該費用を2つの機能で二重に回収することとならないようにするため、公衆電話機能に加算されるNTSコストから当該費用を控除するよう、あわせて省令を改正する必要があります。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p> <p>NTSコストのうち、き線点RT - GC間伝送路費用については、接続料原価に段階的参入を行なうことが規定されております(附則第8項及び第9項)。</p> <p>一方、PHS基地局回線機能に関しては、平成19年度よりNTSコストの加算が行なわれており、今回の省令改正においてもその旨が規定されております(附則12項及び13項)が、き線点RT - GC間伝送路費用を除外することが記載されておられません。</p> <p>このため、PHS基地局回線機能については、き線点RT - GC間伝送路コストを負担しているにもかかわらず、接続料として再度負担することになるものと考えております。</p> <p>したがって、附則第12項及び第13項においては、上記のようなコストの二重取りが発生しないよう、「き線点RT - GC間伝送路費用」を除く旨の修正を強く要望いたします。</p>	<p>公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料は、ともに加入電話の基本料と同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されていることから、NTSコストのうち当該各機能に係るものを段階的に接続料原価に加算することが可能とされている。</p> <p>しかしながら、今回の省令案では、き線点RT - GC間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点RT - GC間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある。</p> <p>したがって、総務省においては、公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点RT - GC間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討することが適当である。</p>

<p>(ウィルコム)</p>	<p>この点、平成20年度の公衆電話機能の接続料については、既に今回の省令案に基づき算定された接続料の認可申請がなされ本審議会に諮問されていることから、NTT東西においては、上記規定整備の前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないように算定した接続料を速やかに補正申請することが適当である。</p> <p>また、平成20年度のPHS基地局回線機能の接続料については、今後、長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更認可申請がなされる予定となっていることから、上記規定整備の前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないように算定した接続料を認可申請することが適当である。</p>
<p>意見5 き線点 RT-GC 間伝送路費用については、ユニバーサルサービス制度の見直しとともに、加入電話基本料の在り方とあわせて検討することが適当。</p>	<p>考え方5</p>
<p>き線点 RT-GC 間伝送路費用については本来加入電話の基本料費用として負担すべきものであることから、ユニバーサルサービス制度の見直しとともに、加入電話基本料の在り方とあわせて検討することが適当であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>答申にあるとおり、き線点RT-GC間伝送路費用の従量制接続料原価への算入は、あくまでも当分の間の措置として行うことが適当である。このため、平成20年度よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いを含めて結論を得ることが適当である。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度の見直しの検討に当たっては、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いが加入電話の基本料とも密接に関連することから、これとの整合性を確保しつつ検討を行うことが適当である。</p>
<p>意見6 NTS コストを接続料に段階的に算入させる条件として、光ファイバがメタルケーブルよりも耐用年数が短いとする合理的な根拠がないため、き線点 RT についても経済的耐用年数を 30 年とするなど適切なパラメータにすることが必要。</p>	<p>考え方6</p>
<p>き線点 RT-GC 間伝送路費用を5年間で段階的に算入することは接続事業者に対し、所謂「ゆでガエル現象」を起こすものであり、最終的には接続料から控除すべきものである NTS コストは接続事業者が負担することになります。</p> <p>NTS コストを接続料に段階的に算入させる条件としては、少なくとも光ファイバについてはメタルケーブルよりも耐用年数が短いとする合理的な根拠がある理由が見当たらないため、メタルケーブ</p>	<p>(考え方2に同じ。)</p>

<p>ルと同じく 23.7 年、交換機については長期にわたって利用する蓋然性が高く、実際に長期にわたって利用することを前提として設計されているものと考えられることから 30 年、き線点 RT についても同様に経済的耐用年数を 30 年とするなど適切なパラメータにすることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見7 今後のトラフィック減少等の環境変化が予想されるため、必要に応じ、適用期間中にも接続料水準の見直しの検討が必要。</p>	<p>考え方7</p>
<p>今回の適用期間は、平成22年度までとなっておりますが、今後、トラフィック減少等の環境変化も予想されるため、必要に応じて、適用期間中にも接続料水準の見直しを検討して頂きたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>指摘のとおり、電気通信分野の市場構造が今後一層急速に変化していくことが見込まれる中、適用期間内に新モデルが機能しなくなるおそれが明確な状況になった場合は、平成22年度を待たず、必要に応じ、接続料算定の在り方について検討を開始することが適当である。</p>
<p>意見8 東西別接続料の設定については、社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で検討を継続することが必要。</p>	<p>考え方8</p>
<p>本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべきものです。お客様料金は市場原理で決まるものであり、接続料の差が直ちにお客様料金に反映される訳ではないと考えます。東西別接続料の設定については、社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、本来行われるべき東西別の接続料設定を行う方向で、今後も検討を継続して頂きたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>接続料規則における接続料原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、指摘のとおり、本来、東西別に接続料を設定することが適当である。</p> <p>しかしながら、東西別接続料を設定することについては、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性があり十分な社会的コンセンサスを得ることは困難と考えられること、また、西日本を営業区域とする電気通信事業者に対する通話料金の値上げ圧力が比較的大きいこと等を勘案すれば、東西均一接続料を採用することが適当であることは答申に示したとおりである。</p> <p>ただし、今後、接続料の算定方法を見直し、NTT西日本が実際に行う効率化が接続料に十分反映されるようになる場合には、東西別接続料の設定についての社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で、改めて検討することが適当である。</p>

平成20年1月29日

総務大臣
増田寛也 殿

情報通信審議会
会長 庄山悦彦

答申書(案)

平成19年11月28日付け諮問第1196号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - ・ 今回の接続料規則等の一部改正では、き線点RT-GC間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点RT-GC間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある。
したがって、総務省においては、公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討すること。
（考え方4）
 - ・ 総務省においては、平成20年度の公衆電話機能の接続料については、既に今回の接続料

規則等の一部改正に基づき算定された接続料の認可申請がなされており、当審議会に諮問・審議されていることから、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）に対して、本規定整備の前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないように算定した接続料を速やかに補正申請を行うよう要請すること。（考え方4）

- ・ 総務省においては、平成20年度のPHS基地局回線機能の接続料については、今後、長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可申請がなされる予定となっていることから、NTT東西に対して、本規定整備前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないように算定した接続料を認可申請することを要請すること。（考え方4）

接続料規則等の一部改正について

改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料算定については、平成17年度から平成19年度までの3年間で適用期間として、現行の長期増分費用(以下「LRIC」という。)方式(第3次モデル)によって算定されているところである。
- (2) また、現行の接続料算定においては、平成16年10月19日付情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」(以下「平成16年答申」という。)に基づき、平成17年度からの5年間でNTS(Non-Traffic Sensitive)コストを段階的に接続料原価から控除しているところであるが、平成16年答申では、「新モデル適用期間後、新たに接続料の算定方法が検討される場合には、必要に応じてNTSコストの扱いについて改めて検討することが適当」との考え方が示されているところである。
- (3) これらを受け、LRIC方式(第4次モデル)によって算定される平成20年度以降の接続料算定に関し、平成19年4月19日に「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」について本審議会に諮問し、同年9月20日に答申を受けたところである。
- (4) 今回の接続料規則等の一部改正では、同答申等を踏まえ、平成20年度以降の接続料の算定方法等について、主に以下の事項を措置するため、所要の規定整備を行うこととするものである。

【接続料規則(平成12年郵政省令第64号)】

「接続料設定に用いる入力値の扱い」
LRIC方式による平成20年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)の一部改正】

「NTSコストの扱い」
NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への段階的算入

「接続料設定に用いる通信量の扱い」
前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

「接続料における東西格差」
NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定(東西均一接続料)

PHS基地局回線機能の接続料原価に対するNTSコストの加算

主な改正の概要

1. 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

（1）LRIC方式による平成 20 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

平成 19 年 9 月 20 日付情報通信審議会答申「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」（以下「答申」という。）を踏まえ、平成 20 年度の接続料算定に用いる各入力値を、第 29 回長期増分費用モデル研究会（平成 19 年 11 月 1 日開催）において了承された値に更新するため、別表の整備を行うこととするものである。

答申 [30 頁抜粋]

イ その他の入力値の扱い

したがって、通信量以外の入力値については、従来同様、透明性の確保に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当である。

2. 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正

（1）NTSコストのうち、き線点RT - GC間伝送路費用の接続料原価への段階的算入

【附則第 8 項及び第 9 項関係】

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、利用者負担の抑制を図る観点から、平成 19 年度からの当分の間の措置として、回線当たり費用が「全国平均 + 標準偏差の 2 倍」を超える額に補てん対象を変更することに伴い、NTSコストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めるき線点RT - GC間伝送路費用相当額が実質的には補てん対象外となる。

この結果、NTT東西のみがき線点RT - GC間伝送路費用を負担することとなるため、答申を踏まえ、NTT東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を従量制接続料の原価の一部に算入することとするものである。

具体的には、接続料原価に算入するき線点RT - GC間伝送路費用について、実態に則した必要最小限のものに限定するため、LRICモデル（第 4 次モデル）で算定された収容局別の当該伝送路費用のうち、実際のネットワークにおけるRT設置局である局舎の当該伝送路費用に限ることとするものである。

また、激変緩和措置として、これまで毎年度 20% ずつ段階的に接続料原価から NTSコストを控除してきたことを踏まえ、き線点RT - GC間伝送路費用の接続料原価への算入も、平成 20 年度以降、毎年度 20% ずつ段階的に行うこととするものである。

なお、き線点RT - GC間伝送路費用以外のNTSコストの扱い（平成17年度から5年間で接続料原価から段階的に控除）には、変更はない。

答申[22頁抜粋]

イ き線点RT - GC間伝送路の扱い

この点については、き線点RT - GC間伝送路は、上記のとおり基本的に加入者回線の一部と認められ、その費用は、本来的にはNTT東西の基本料により回収されるべきものであるが、以下の理由により、き線点RT - GC間伝送路に係るコストは、当分の間の措置として、接続料原価に算入することもやむを得ない。

き線点RT - GC間伝送路は、主として事業者間競争が成立していない高コスト地域において、加入者交換機が最寄りの局舎に設置されていない場合に加入者交換機を設置している局舎まで加入者回線を延伸するために設置されるものであり、当該伝送路に係るコストは、従来のユニバーサルサービス制度では、その補てんの対象に含まれていたことから、受益する事業者により公平に負担されていたことしかし、利用者負担を抑制する観点から、ユニバーサルサービス制度による補てんの対象範囲を縮小することにより、当該費用は、実質的に当該制度により補てんされないこととなるため、当該費用をNTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担する必要があること

この際、上記措置は、当分の間の措置であることにかんがみ、費用負担の公平性や基本料・接続料水準に与える影響等に配慮しつつ、制度としての予見可能性を確保したものであることが必要である。

この点、実際のネットワークにおいては、長期増分費用モデル上のRT局に必ずしもRTが設置されているとは限らない。今回の見直しが、高コスト地域におけるき線点RT - GC間伝送路の費用を各事業者が接続料として公平に負担することを目的とするものであることにかんがみれば、当該費用は実態に即した必要最小限のものに限られるべきである。したがって、接続料原価に算入する費用は、長期増分費用モデルで算定された収容局別のき線点RT - GC間伝送路費用のうち、実際のネットワークにおけるRT設置局である局舎の当該伝送路費用に限ることが適当である。

また、激変緩和措置として、これまで毎年度20%ずつ段階的に接続料原価からNTSコストを控除してきたことを踏まえれば、き線点RT - GC間伝送路費用を接続料原価に算入する場合も、毎年度20%ずつ段階的に行うことが適当である。具体的には、現行接続料規則上、接続料原価に加算されるNTSコストが平成20年度において20%であることから、これをベースとして当該年度以降、毎年度20%ずつ段階的に接続料原価に算入することが適当である。

(2) 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

【附則第14項関係】

答申を踏まえ、平成20年度から平成22年度までの間の接続料算定に用いる通信量については、引き続き、算定される接続料の「適用年度の前年度の下半期と適用年度の上半期の通信量を通年化したもの」を採用することとするものである。

答申[30頁抜粋]

ア 接続料算定に用いる通信量の扱い

これら二つの場合と比較して、の前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの(8か月予測)を用いる場合、「予測値と実績値の乖離幅」の計測時期の違いによる振幅(通信回数で0.7%、通信時間で0.5%)は、の当年度予測値(14か月予測)の半分以下であることから、当年度予測値と比較して信頼性が相当程度高いと認められる。

また、「予測値と実績値の乖離幅」(通信回数で最大0.8%、通信時間で最大-1.7%)は、平成16年答申における試算(通信回数で0.4%、通信時間で0.1%)に比べ拡大してはいるものの、「当年度通信量との乖離幅」(通信回数で3.9-5.5%、通信時間で5.5-6.1%)は十分に小さく、当該乖離幅が非常に大きくなるの前年度予測値(2か月予測)と比較しても、予測通信量としての信頼性が劣っているとは認められない。

したがって、平成20年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。

(3) NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定(東西均一接続料)

【附則第17項関係】

答申を踏まえ、LRIC(第4次モデル)方式によって算定される接続料算定については、第4次モデルの適用期間中は、これまでと同様、東西均一接続料が設定されることを確保するため、平成20年度から平成22年度までの間は、NTT東西の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとするものである。

答申[35頁抜粋]

ウ 東西別接続料の設定の是非

以上のような、東西別接続料の設定による影響を考慮すれば、現行の接続料算定方法を大幅に見直さない限りにおいて、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当である。

(4) PHS基地局回線機能の接続料原価に対するNTSコストの加算

【附則第12項及び第13項関係】

経緯

ア PHS基地局回線機能の接続料は、基本料同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されていることから、本来、NTSコストのうちPHS基地局回線機能に係るものについては、当該機能の接続料原価に加算されるべきものである。

イ しかしながら、平成16年答申において、「PHS事業者の支払う基地局回線の接続料の費用構造に大きな影響を与えることになるため、PHS事業者が加入者ポート等に相当する設備(OCU)について平成16年度から既に個別負担していることを考慮して、PHS基地局回線に関しては、初めの数年間は追加的なNTSコストが算入されないよう配慮がなされるべきである」と整理された。

ウ このため、平成17年度・18年度は、PHS基地局回線機能の接続料原価にN

T Sコストを加算してこなかったが、平成 19 年度からは、N T Sコストを段階的に加算することとした。

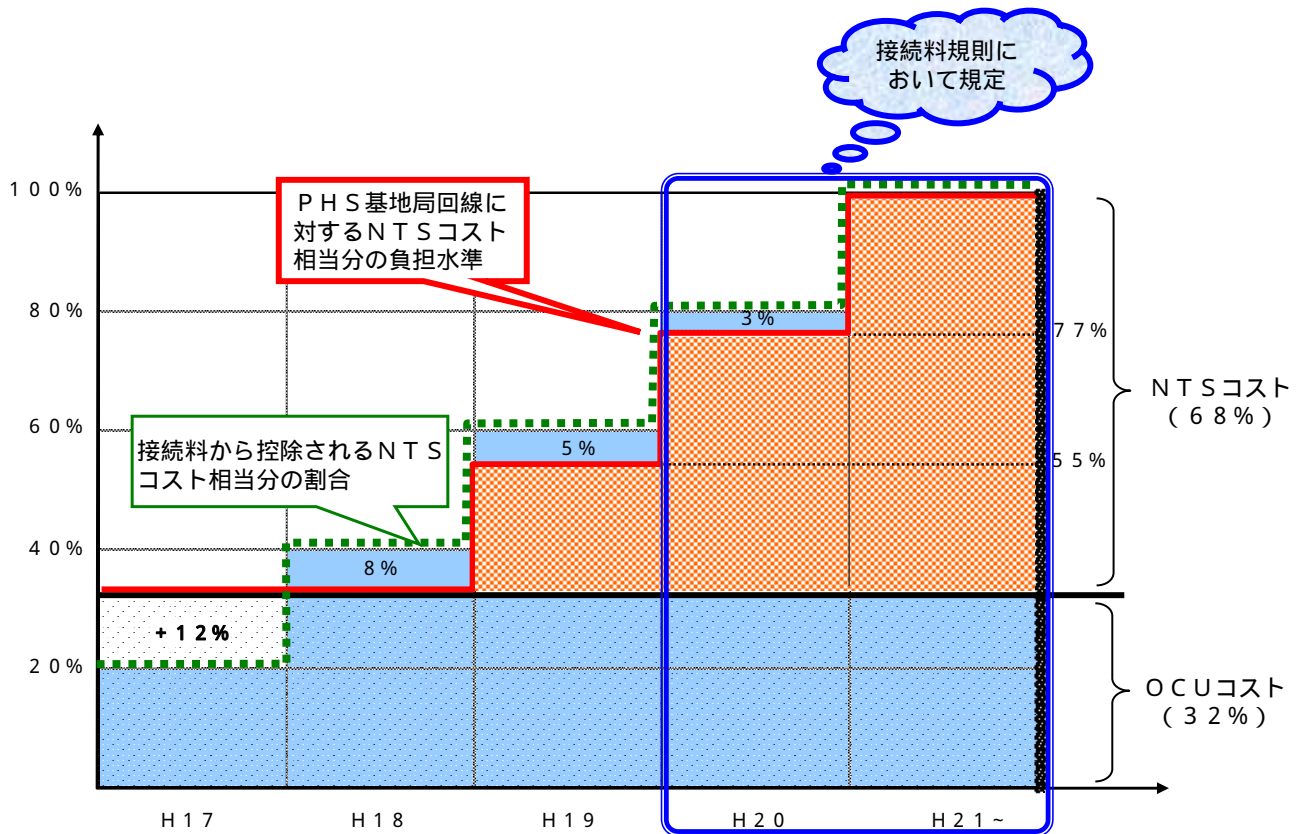
これは、P H S 基地局回線機能の接続料原価には、現行の接続料算定方式の導入時(平成 17 年度)から加入者ポートに相当する設備(OCU)の費用が加算されていたと考えることができることを踏まえ、以下の場合における平成 17 年度以降の各年度のN T Sコスト相当額の総額を比較すると、両者は概ね等しくなることを理由とするものである(下図参照)。

- 1) 平成 17 年度から段階的にN T Sコスト相当分を加算する場合【緑の点線】
- 2) 平成 17 年度からOCUのみを加算し、平成 19 年度以降はN T Sコストも段階的に加算する場合【赤の実線】

エ ただし、平成 19 年度における加算措置については、接続料規則の規定によらない算定方法として、同規則第 3 条ただし書に規定する総務大臣の許可(特別な理由がある場合に同規則の規定によらない算定を行うための許可)を求める申請がなされたことから、情報通信審議会の審議(答申:平成 19 年 3 月 30 日)を経て、当該許可を受けて行われたものである。

平成 20 年度から接続料規則に規定する理由

P H S 基地局回線機能の接続料原価へのN T Sコストの加算措置について、平成 20 年度からは接続料規則に所要の規定を整備することとするが、これは、当該措置に係る透明性の確保を図るとともに、加入者交換機能・公衆電話機能の接続料原価へのN T Sコストの加算措置が同規則に規定されていることとの平仄を取るためである。



接続料規則の1部を改正する省令案新旧対照条文

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現 行			
別表第1 （略）				別表第1 （略）			
別表第2の1 （略）				別表第2の1 （略）			
別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値				別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値			
項 目	数 値	単 位		項 目	数 値	単 位	
メタルケーブル（小）規格対数(1)	5	対		メタルケーブル（小）規格対数(1)	5	対	
メタルケーブル（小）規格対数(2)	10	対		メタルケーブル（小）規格対数(2)	10	対	
メタルケーブル（小）規格対数(3)	20	対		メタルケーブル（小）規格対数(3)	20	対	
メタルケーブル（小）規格対数(4)	30	対		メタルケーブル（小）規格対数(4)	30	対	
メタルケーブル（小）規格対数(5)	50	対		メタルケーブル（小）規格対数(5)	50	対	
メタルケーブル（小）規格対数(6)	100	対		メタルケーブル（小）規格対数(6)	100	対	
メタルケーブル（小）規格対数(7)	200	対		メタルケーブル（小）規格対数(7)	200	対	
メタルケーブル（小）規格対数(8)	400	対		メタルケーブル（小）規格対数(8)	400	対	
メタルケーブル（小）規格対数(9)	600	対		メタルケーブル（小）規格対数(9)	600	対	
メタルケーブル（小）規格対数(10)	800	対		メタルケーブル（小）規格対数(10)	800	対	
メタルケーブル（小）規格対数(11)	1,000	対		メタルケーブル（小）規格対数(11)	1,000	対	
メタルケーブル（小）規格対数(12)	1,200	対		メタルケーブル（小）規格対数(12)	1,200	対	
メタルケーブル（小）規格対数(13)	1,400	対		メタルケーブル（小）規格対数(13)	1,400	対	
メタルケーブル（小）規格対数(14)	1,600	対		メタルケーブル（小）規格対数(14)	1,600	対	
メタルケーブル（小）規格対数(15)	1,800	対		メタルケーブル（小）規格対数(15)	1,800	対	
メタルケーブル（小）規格対数(16)	2,000	対		メタルケーブル（小）規格対数(16)	2,000	対	
メタルケーブル（小）規格対数(17)	2,400	対		メタルケーブル（小）規格対数(17)	2,400	対	
メタルケーブル（小）規格対数(18)	3,000	対		メタルケーブル（小）規格対数(18)	3,000	対	
メタルケーブル（中）規格対数(1)	5	対		メタルケーブル（中）規格対数(1)	5	対	
メタルケーブル（中）規格対数(2)	10	対		メタルケーブル（中）規格対数(2)	10	対	
メタルケーブル（中）規格対数(3)	20	対		メタルケーブル（中）規格対数(3)	20	対	
メタルケーブル（中）規格対数(4)	30	対		メタルケーブル（中）規格対数(4)	30	対	
メタルケーブル（中）規格対数(5)	50	対		メタルケーブル（中）規格対数(5)	50	対	
メタルケーブル（中）規格対数(6)	100	対		メタルケーブル（中）規格対数(6)	100	対	
メタルケーブル（中）規格対数(7)	200	対		メタルケーブル（中）規格対数(7)	200	対	
メタルケーブル（中）規格対数(8)	400	対		メタルケーブル（中）規格対数(8)	400	対	
メタルケーブル（中）規格対数(9)	600	対		メタルケーブル（中）規格対数(9)	600	対	
メタルケーブル（中）規格対数(10)	800	対		メタルケーブル（中）規格対数(10)	800	対	
メタルケーブル（中）規格対数(11)	1,000	対		メタルケーブル（中）規格対数(11)	1,000	対	
メタルケーブル（中）規格対数(12)	1,200	対		メタルケーブル（中）規格対数(12)	1,200	対	
メタルケーブル（大）規格対数(1)	5	対		メタルケーブル（大）規格対数(1)	5	対	
メタルケーブル（大）規格対数(2)	10	対		メタルケーブル（大）規格対数(2)	10	対	
メタルケーブル（大）規格対数(3)	20	対		メタルケーブル（大）規格対数(3)	20	対	

メタルケーブル(大)規格対数(4)	30	対
メタルケーブル(大)規格対数(5)	50	対
メタルケーブル(大)規格対数(6)	100	対
メタルケーブル(大)規格対数(7)	200	対
メタルケーブル(大)規格対数(8)	400	対
メタルケーブル(大)規格対数(9)	600	対
メタルケーブル(小)最大規格対数	3,000	対
メタルケーブル(中)最大規格対数	1,200	対
メタルケーブル(大)最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル規格心数(1)	8	心
加入系光ケーブル規格心数(2)	16	心
加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	km
配線回線予備率	0.026	-
加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	-
メタルケーブル(小)最大伝送距離	2	km
メタルケーブル(中)最大伝送距離	4	km
メタルケーブル(大)最大伝送距離	7	km
メタルケーブル(小)最大規格対数(架空)	400	対
メタルケーブル(中)最大規格対数(架空)	400	対
メタルケーブル(大)最大規格対数(架空)	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心
加入系光ケーブル最大規格心数(架空)	200	心
メタルケーブル(小)径(1)	11	mm
メタルケーブル(小)径(2)	11	mm
メタルケーブル(小)径(3)	12	mm
メタルケーブル(小)径(4)	14	mm
メタルケーブル(小)径(5)	16	mm
メタルケーブル(小)径(6)	19	mm
メタルケーブル(小)径(7)	23	mm
メタルケーブル(小)径(8)	30	mm
メタルケーブル(小)径(9)	35	mm
メタルケーブル(小)径(10)	39	mm
メタルケーブル(小)径(11)	43	mm
メタルケーブル(小)径(12)	47	mm
メタルケーブル(小)径(13)	50	mm

メタルケーブル(大)規格対数(4)	30	対
メタルケーブル(大)規格対数(5)	50	対
メタルケーブル(大)規格対数(6)	100	対
メタルケーブル(大)規格対数(7)	200	対
メタルケーブル(大)規格対数(8)	400	対
メタルケーブル(大)規格対数(9)	600	対
メタルケーブル(小)最大規格対数	3,000	対
メタルケーブル(中)最大規格対数	1,200	対
メタルケーブル(大)最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル規格心数(1)	8	心
加入系光ケーブル規格心数(2)	16	心
加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	km
配線回線予備率	0.026	-
加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	-
メタルケーブル(小)最大伝送距離	2	km
メタルケーブル(中)最大伝送距離	4	km
メタルケーブル(大)最大伝送距離	7	km
メタルケーブル(小)最大規格対数(架空)	400	対
メタルケーブル(中)最大規格対数(架空)	400	対
メタルケーブル(大)最大規格対数(架空)	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心
加入系光ケーブル最大規格心数(架空)	200	心
メタルケーブル(小)径(1)	11	mm
メタルケーブル(小)径(2)	11	mm
メタルケーブル(小)径(3)	12	mm
メタルケーブル(小)径(4)	14	mm
メタルケーブル(小)径(5)	16	mm
メタルケーブル(小)径(6)	19	mm
メタルケーブル(小)径(7)	23	mm
メタルケーブル(小)径(8)	30	mm
メタルケーブル(小)径(9)	35	mm
メタルケーブル(小)径(10)	39	mm
メタルケーブル(小)径(11)	43	mm
メタルケーブル(小)径(12)	47	mm
メタルケーブル(小)径(13)	50	mm

インナーパイプ径(空径)(1)	42	mm
インナーパイプ径(空径)(2)	33	mm
インナーパイプ径(空径)(3)	22	mm
インナーパイプ径(空径)(4)	13	mm
予備管路あたり最大管路数	15	条
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	512	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置あたり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置収容率	0.965	-
き線回線予備率	0.116	-
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	-0.000000	-
	7	
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	-
引込ビル数算定式定数	0	-
き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	5,000,000	円
き線管路総延長	141,526	km
自治体管路総延長	38	km
電線共同溝総延長	998	km
情報ボックス総延長	6,926	km
配線自治体管路適用率	0.02275	-
配線電線共同溝適用率	0.10725	-
配線情報ボックス適用率	0	-
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	-
時間帯パラメータ(アナログ電話)	1	-
時間帯パラメータ(総合デジタル通信サービス)	1	-
時間帯パラメータ(PHS)	1	-
呼完了率(アナログ電話)	0.7	-
呼完了率(総合デジタル通信網サービス)	0.7	-
呼完了率(PHS)	0.7	-
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	BHE
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	BHCA
加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M or 2M
リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	-
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機あたり最大リンク数	511	リンク/STP
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク/STP対
信号用中継交換機あたり処理信号数	64,386	信号数/STP
加入者交換機/局設置遠隔収容装置判別値	10,000	回線
同一単料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	10,000	回線
電話遠隔収容装置(小)最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置(大)最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置(小)使用最大回線数	0	回線
専用6Mパス収容回線数(低速)	96	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数(高速メタル)	48	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数(高速光)	4	回線/6Mパス

インナーパイプ径(空径)(1)	42	mm
インナーパイプ径(空径)(2)	33	mm
インナーパイプ径(空径)(3)	22	mm
インナーパイプ径(空径)(4)	13	mm
予備管路あたり最大管路数	15	条
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	512	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置あたり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置収容率	0.965	-
き線回線予備率	0.116	-
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	-0.000000	-
	7	
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	-
引込ビル数算定式定数	0	-
き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	5,000,000	円
き線管路総延長	153,440	km
自治体管路総延長	38	km
電線共同溝総延長	894	km
情報ボックス総延長	7,194	km
配線自治体管路適用率	0.02275	-
配線電線共同溝適用率	0.10725	-
配線情報ボックス適用率	0	-
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	-
時間帯パラメータ(アナログ電話)	1	-
時間帯パラメータ(総合デジタル通信サービス)	1	-
時間帯パラメータ(PHS)	1	-
呼完了率(アナログ電話)	0.7	-
呼完了率(総合デジタル通信網サービス)	0.7	-
呼完了率(PHS)	0.7	-
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	BHE
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	BHCA
加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M or 2M
リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	-
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機あたり最大リンク数	511	リンク/STP
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク/STP対
信号用中継交換機あたり処理信号数	64,386	信号数/STP
加入者交換機/局設置遠隔収容装置判別値	10,000	回線
同一単料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	10,000	回線
電話遠隔収容装置(小)最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置(大)最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置(小)使用最大回線数	0	回線
専用6Mパス収容回線数(低速)	96	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数(高速メタル)	48	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数(高速光)	4	回線/6Mパス

総合デジタル通信サービス 6Mパス収容回線数	48	回線 / 6Mパス
クロック供給装置 - 1S架当たり最大クロック分配数	12	クロック数 / 架
クロック供給装置 - 1G基本架当たり最大クロック分配数	144	クロック数 / 架
クロック供給装置 - 1S架収容率 (遠隔収容装置設置局)	0.8	-
クロック供給装置 - 1G架収容率 (加入者交換機設置局)	0.8	-
クロック供給装置 - 1G架収容率 (中継交換機設置局)	0.8	-
中間中継伝送装置平均距離 (52M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (156M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (600M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	km
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭載数	6	IF / 台
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数	16	sys (RSBM-F) / IF
加入者系半固定パス伝送装置インタフェース装置当たり電話最大収容回線数	1,792	回線 / IF
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数	2	IF / 台
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数	8	sys (A/I/L) / IF
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大収容システム数	16	sys / 装置
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	4	装置 / 台
加入者系半固定パス伝送装置 1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定パス伝送装置 1システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定パス伝送装置 1システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64kチャンネル / ユニット
中継交換機最大処理最繁忙時呼量	53,600	BHE / ユニット
中継交換機最大処理最繁忙時総呼数	800,000	BHCA / ユニット
中継交換機低速パス	8M	1.5M or 8M
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数 / 管路
チャンネル切上単位 (1.5M)	24	-
チャンネル切上単位 (2M)	30	-
チャンネル切上単位 (6M)	96	-
チャンネル切上単位 (8M)	120	-
チャンネル切上単位 (52M)	672	-
収容 52Mパス数 (156M)	3	-
収容 52Mパス数 (600M)	12	-
収容 52Mパス数 (2.4G)	48	-
インタフェース当たりハイウェイ数 (1.5M)	4	HW / IF
インタフェース当たりハイウェイ数 (6M)	2	HW / IF
インタフェース当たりハイウェイ数 (2M)	8	HW / IF
インタフェース当たりハイウェイ数 (8M)	2	HW / IF
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置 52M)	3	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置 156M)	1	システム / ユニット

総合デジタル通信サービス 6Mパス収容回線数	48	回線 / 6Mパス
クロック供給装置 - 1S架当たり最大クロック分配数	12	クロック数 / 架
クロック供給装置 - 1G基本架当たり最大クロック分配数	144	クロック数 / 架
クロック供給装置 - 1S架収容率 (遠隔収容装置設置局)	0.8	-
クロック供給装置 - 1G架収容率 (加入者交換機設置局)	0.8	-
クロック供給装置 - 1G架収容率 (中継交換機設置局)	0.8	-
中間中継伝送装置平均距離 (52M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (156M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (600M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	km
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭載数	6	IF / 台
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数	16	sys (RSBM-F) / IF
加入者系半固定パス伝送装置インタフェース装置当たり電話最大収容回線数	1,792	回線 / IF
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数	2	IF / 台
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数	8	sys (A/I/L) / IF
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大収容システム数	16	sys / 装置
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	4	装置 / 台
加入者系半固定パス伝送装置 1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定パス伝送装置 1システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定パス伝送装置 1システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64kチャンネル / ユニット
中継交換機最大処理最繁忙時呼量	53,600	BHE / ユニット
中継交換機最大処理最繁忙時総呼数	800,000	BHCA / ユニット
中継交換機低速パス	8M	1.5M or 8M
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数 / 管路
チャンネル切上単位 (1.5M)	24	-
チャンネル切上単位 (2M)	30	-
チャンネル切上単位 (6M)	96	-
チャンネル切上単位 (8M)	120	-
チャンネル切上単位 (52M)	672	-
収容 52Mパス数 (156M)	3	-
収容 52Mパス数 (600M)	12	-
収容 52Mパス数 (2.4G)	48	-
インタフェース当たりハイウェイ数 (1.5M)	4	HW / IF
インタフェース当たりハイウェイ数 (6M)	2	HW / IF
インタフェース当たりハイウェイ数 (2M)	8	HW / IF
インタフェース当たりハイウェイ数 (8M)	2	HW / IF
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置 52M)	3	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置 156M)	1	システム / ユニット

ユニット当たり局間インタフェース数(高速終端中継伝送装置156M)	4	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数(高速終端中継伝送装置600M)	1	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数(高速終端中継伝送装置2.4G)	1	システム/ユニット
クロスコネクタ装置ユニット当たり52Mパス数	18	52Mパス/ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数(1架構成)	1	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数(複数架構成)	2	ユニット/架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数	4	基本架/接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数	2	架
クロスコネクタ装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数	2	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置スイッチユニット当たり増設リンクインタフェース数	16	J I F / S S W U n i t
架当たり回線数(主配線盤)	150,000	回線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架大)	2,000	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架小1)	128	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架小2)	256	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架中)	389	心線/架
架当たり台数(電話遠隔収容装置小)	1	台/架
架当たり台数(電話遠隔収容装置大)	0.5	台/架
架当たり台数(中間中継伝送装置52M)	30	台/架
架当たり台数(中間中継伝送装置156M)	16	台/架
架当たり台数(中間中継伝送装置600M)	8	台/架
架当たり台数(中間中継伝送装置2.4G)	4	台/架
架当たりユニット数(多重変換装置)	5	ユニット/架
架当たりユニット数(高速終端中継伝送装置156M)	2	ユニット/架
架当たりユニット数(高速終端中継伝送装置600M)	3	ユニット/架
架当たりユニット数(高速終端中継伝送装置2.4G)	1	ユニット/架
架当たりユニット数(分岐挿入伝送装置600M)	4	ユニット/架
架当たりユニット数(分岐挿入伝送装置2.4G)	2	ユニット/架
架当たり52Mインタフェース数(高速終端中継伝送装置156M)	24	52M I F / 架
架当たり52Mインタフェース数(高速終端中継伝送装置600M)	36	52M I F / 架
架当たり52Mインタフェース数(高速終端中継伝送装置2.4G)	48	52M I F / 架
架当たり52Mインタフェース数(分岐挿入伝送装置2.4G)	12	52M I F / 架
局間インタフェース当たり心線数(多重変換装置52M)	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数(多重変換装置156M)	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数(高速終端中継伝送装置156M)	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数(高速終端中継伝送装置600M)	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数(高速終端中継伝送装置2.4G)	4	心線/ I F
ユニット当たり心線数(電話遠隔収容装置小)	4	心線/ユニット
ユニット当たり心線数(電話遠隔収容装置大)	4	心線/ユニット
き線点遠隔収容装置当たり心線数	4	心線/き線点遠隔収容装置
回線当たり心線数(第二種総合デジタル通信サービス)	2	心線/回線
回線当たり心線数(高速光専用線)	2	心線/回線
局間インタフェース当たり心線数(分岐挿入伝送装置600M)	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数(分岐挿入伝送装置2.4G)	4	心線/ I F

ユニット当たり局間インタフェース数(高速終端中継伝送装置156M)	4	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数(高速終端中継伝送装置600M)	1	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数(高速終端中継伝送装置2.4G)	1	システム/ユニット
クロスコネクタ装置ユニット当たり52Mパス数	18	52Mパス/ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数(1架構成)	1	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数(複数架構成)	2	ユニット/架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数	4	基本架/接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数	2	架
クロスコネクタ装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数	2	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置スイッチユニット当たり増設リンクインタフェース数	16	J I F / S S W U n i t
架当たり回線数(主配線盤)	150,000	回線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架大)	2,000	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架小1)	128	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架小2)	256	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架中)	389	心線/架
架当たり台数(電話遠隔収容装置小)	1	台/架
架当たり台数(電話遠隔収容装置大)	0.5	台/架
架当たり台数(中間中継伝送装置52M)	30	台/架
架当たり台数(中間中継伝送装置156M)	16	台/架
架当たり台数(中間中継伝送装置600M)	8	台/架
架当たり台数(中間中継伝送装置2.4G)	4	台/架
架当たりユニット数(多重変換装置)	5	ユニット/架
架当たりユニット数(高速終端中継伝送装置156M)	2	ユニット/架
架当たりユニット数(高速終端中継伝送装置600M)	3	ユニット/架
架当たりユニット数(高速終端中継伝送装置2.4G)	1	ユニット/架
架当たりユニット数(分岐挿入伝送装置600M)	4	ユニット/架
架当たりユニット数(分岐挿入伝送装置2.4G)	2	ユニット/架
架当たり52Mインタフェース数(高速終端中継伝送装置156M)	24	52M I F / 架
架当たり52Mインタフェース数(高速終端中継伝送装置600M)	36	52M I F / 架
架当たり52Mインタフェース数(高速終端中継伝送装置2.4G)	48	52M I F / 架
架当たり52Mインタフェース数(分岐挿入伝送装置2.4G)	12	52M I F / 架
局間インタフェース当たり心線数(多重変換装置52M)	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数(多重変換装置156M)	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数(高速終端中継伝送装置156M)	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数(高速終端中継伝送装置600M)	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数(高速終端中継伝送装置2.4G)	4	心線/ I F
ユニット当たり心線数(電話遠隔収容装置小)	4	心線/ユニット
ユニット当たり心線数(電話遠隔収容装置大)	4	心線/ユニット
き線点遠隔収容装置当たり心線数	4	心線/き線点遠隔収容装置
回線当たり心線数(第二種総合デジタル通信サービス)	2	心線/回線
回線当たり心線数(高速光専用線)	2	心線/回線
局間インタフェース当たり心線数(分岐挿入伝送装置600M)	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数(分岐挿入伝送装置2.4G)	4	心線/ I F

主配線盤回線収容率	0.965	-
光ケーブル成端架収容率	0.965	-
電話遠隔收容装置回線収容率	0.965	-
加入者交換機回線収容率	0.965	-
電話遠隔收容装置集線率	8	-
伝送装置収容率	0.8	-
伝送装置共用比率 (ATM系、ADSL地域IP)	1	-
伝送装置共用比率 (光地域IP)	0	-
中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mパス単位	0.8	-
中継交換機側架収容率システム単位 (156M)	0.8	-
中継交換機側架収容率システム単位 (600M)	0.8	-
中継交換機側架収容率システム単位 (2.4G)	0.8	-
中間中継伝送装置架収容率 (52M)	0.8	-
中間中継伝送装置架収容率 (156M)	0.8	-
中間中継伝送装置架収容率 (600M)	0.8	-
中間中継伝送装置架収容率 (2.4G)	0.8	-
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 5.2Mパス数	1	5.2Mパス/ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容 5.2Mパス数	1	5.2Mパス/ユニット
架当たりユニット数 (無線送受信装置)	5	ユニット/架
クロック供給装置 - 1S架収容率 (無線単独局)	0.8	-
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効率低下係数 (遠隔收容装置)	1	-
混在収容時効率低下係数 (加入者交換機)	1	-

主配線盤回線収容率	0.965	-
光ケーブル成端架収容率	0.965	-
電話遠隔收容装置回線収容率	0.965	-
加入者交換機回線収容率	0.965	-
電話遠隔收容装置集線率	8	-
伝送装置収容率	0.8	-
伝送装置共用比率 (ATM系、ADSL地域IP)	1	-
伝送装置共用比率 (光地域IP)	0	-
中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mパス単位	0.8	-
中継交換機側架収容率システム単位 (156M)	0.8	-
中継交換機側架収容率システム単位 (600M)	0.8	-
中継交換機側架収容率システム単位 (2.4G)	0.8	-
中間中継伝送装置架収容率 (52M)	0.8	-
中間中継伝送装置架収容率 (156M)	0.8	-
中間中継伝送装置架収容率 (600M)	0.8	-
中間中継伝送装置架収容率 (2.4G)	0.8	-
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 5.2Mパス数	1	5.2Mパス/ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容 5.2Mパス数	1	5.2Mパス/ユニット
架当たりユニット数 (無線送受信装置)	5	ユニット/架
クロック供給装置 - 1S架収容率 (無線単独局)	0.8	-
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効率低下係数 (遠隔收容装置)	1	-
混在収容時効率低下係数 (加入者交換機)	1	-

海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム
海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線 / トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線 / 架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線 / 架
加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54	-
中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165	-
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁忙時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁忙時総呼数	167	K B H C A
加入者交換機 A C 電流	3	A / 台
加入者交換機基本部面積	21.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A / 台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
中継交換機 A C 電流	3	A / 台
中継交換機基本部面積	14.33	m ²
中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² / 架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
多重変換装置基本部電流	61.4	A / 架
多重変換装置ユニット電流	0	A / ユニット
多重変換装置架面積	1.92	m ² / 架
多重変換装置 1 アイランド最大架数	1	架
クロスコネクタ装置 1 基本架電流	40.3	A / 架
クロスコネクタ装置 1 増設架基本部電流	38.2	A / 架
クロスコネクタ装置 1 ユニット電流	7.9	A / ユニット
クロスコネクタ装置 1 架面積	1.44	m ² / 架
クロスコネクタ装置 1 1 アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置 156M 基本部電流	40.5	A / 架
高速終端中継伝送装置 156M ユニット電流	0	A / ユニット
高速終端中継伝送装置 156M 架面積	1.92	m ² / 架
高速終端中継伝送装置 156M 1 アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置 600M 基本部電流	47.9	A / 架
高速終端中継伝送装置 600M ユニット電流	0	A / ユニット
高速終端中継伝送装置 600M 架面積	1.92	m ² / 架
高速終端中継伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置 2.4G 基本部電流	24.1	A / 台
高速終端中継伝送装置 2.4G ユニット電流	0	A / ユニット
高速終端中継伝送装置 2.4G 架面積	1.92	m ² / 架
高速終端中継伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 600M 基本部電流	1	A / 台
分岐挿入伝送装置 600M ユニット電流	6.1	A / ユニット

海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム
海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線 / トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線 / 架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線 / 架
加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54	-
中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165	-
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁忙時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁忙時総呼数	167	K B H C A
加入者交換機 A C 電流	3	A / 台
加入者交換機基本部面積	21.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A / 台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
中継交換機 A C 電流	3	A / 台
中継交換機基本部面積	14.33	m ²
中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² / 架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
多重変換装置基本部電流	61.4	A / 架
多重変換装置ユニット電流	0	A / ユニット
多重変換装置架面積	1.92	m ² / 架
多重変換装置 1 アイランド最大架数	1	架
クロスコネクタ装置 1 基本架電流	40.3	A / 架
クロスコネクタ装置 1 増設架基本部電流	38.2	A / 架
クロスコネクタ装置 1 ユニット電流	7.9	A / ユニット
クロスコネクタ装置 1 架面積	1.44	m ² / 架
クロスコネクタ装置 1 1 アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置 156M 基本部電流	40.5	A / 架
高速終端中継伝送装置 156M ユニット電流	0	A / ユニット
高速終端中継伝送装置 156M 架面積	1.92	m ² / 架
高速終端中継伝送装置 156M 1 アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置 600M 基本部電流	47.9	A / 架
高速終端中継伝送装置 600M ユニット電流	0	A / ユニット
高速終端中継伝送装置 600M 架面積	1.92	m ² / 架
高速終端中継伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置 2.4G 基本部電流	24.1	A / 台
高速終端中継伝送装置 2.4G ユニット電流	0	A / ユニット
高速終端中継伝送装置 2.4G 架面積	1.92	m ² / 架
高速終端中継伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 600M 基本部電流	1	A / 台
分岐挿入伝送装置 600M ユニット電流	6.1	A / ユニット

分岐挿入伝送装置 600M架面積	2.5	m ² /架
分岐挿入伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 2.4G基本部電流	6.2	A/台
分岐挿入伝送装置 2.4Gユニット電流	4	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 2.4G架面積	1.08	m ² /架
分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S架単位電流	3.7	A/架
クロック供給装置 1 S架面積	1.6	m ² /架
クロック供給装置 1 G架単位電流	8.4	A/架
クロック供給装置 1 G架面積	1.44	m ² /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置架面積	1.6	m ² /架
信号用中継交換機基本部電流	105	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	35	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数(48K換算)	52	リンク
信号用中継交換機AC電流	3	A/台
信号用中継交換機基本部面積	6.3	m ² /台
信号用中継交換機収容架単位面積	1.26	m ²
信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数(48K換算)	52	リンク
交換機の端子収容率	0.965	-
1万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定パス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定パス伝送装置単位電流最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定パス伝送装置単位面積	1.6	m ²
加入者系半固定パス伝送装置単位面積最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(小1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中)	389	端子
オペレーション設備(総合監視)設置局数	11	局
オペレーション設備(試験受付)設置局数	47	局
オペレーション設備(総合監視)単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備(試験受付)単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備(総合監視)面積	505	m ²
オペレーション設備(試験受付)面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	kcal/kVA

分岐挿入伝送装置 600M架面積	2.5	m ² /架
分岐挿入伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 2.4G基本部電流	6.2	A/台
分岐挿入伝送装置 2.4Gユニット電流	4	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 2.4G架面積	1.08	m ² /架
分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S架単位電流	3.7	A/架
クロック供給装置 1 S架面積	1.6	m ² /架
クロック供給装置 1 G架単位電流	8.4	A/架
クロック供給装置 1 G架面積	1.44	m ² /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置架面積	1.6	m ² /架
信号用中継交換機基本部電流	105	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	35	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数(48K換算)	52	リンク
信号用中継交換機AC電流	3	A/台
信号用中継交換機基本部面積	6.3	m ² /台
信号用中継交換機収容架単位面積	1.26	m ²
信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数(48K換算)	52	リンク
交換機の端子収容率	0.965	-
1万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定パス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定パス伝送装置単位電流最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定パス伝送装置単位面積	1.6	m ²
加入者系半固定パス伝送装置単位面積最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(小1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中)	389	端子
オペレーション設備(総合監視)設置局数	11	局
オペレーション設備(試験受付)設置局数	47	局
オペレーション設備(総合監視)単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備(試験受付)単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備(総合監視)面積	505	m ²
オペレーション設備(試験受付)面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	kcal/kVA

空調 1 台当たりの能力(1)	30,000	k c a l / 台
空調 1 台当たりの能力(2)	13,050	k c a l / 台
空調設備 1 台当たりの電力容量(1)	11.55	k V A
空調設備 1 台当たりの電力容量(2)	5.4	k V A
空調設備単位面積(1)	5	m ²
空調設備単位面積(2)	2.2	m ²
整流器 1 ユニット当たり最大電流	100	A / ユニット
整流装置 1 系統当たり最大電流	800	A / 系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個 / 架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個 / 架
整流装置総合効率	0.87	-
整流装置基本部面積	10	m ² / 架
整流装置増設架面積	2	m ² / 架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線 1 回線当たりの消費電流	0.484375	A / 回線
直流変換電源装置 1 架最大電流	80	A / 架
直流変換電源装置架単位面積	5	m ² / 架
入力変換効率	0.85	-
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	k V A
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(9)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(13)	30	m ²
交流無停電電源装置所要面積(14)	20	m ²
交流無停電電源装置所要面積(15)	30	m ²

空調 1 台当たりの能力(1)	30,000	k c a l / 台
空調 1 台当たりの能力(2)	13,050	k c a l / 台
空調設備 1 台当たりの電力容量(1)	11.55	k V A
空調設備 1 台当たりの電力容量(2)	5.4	k V A
空調設備単位面積(1)	5	m ²
空調設備単位面積(2)	2.2	m ²
整流器 1 ユニット当たり最大電流	100	A / ユニット
整流装置 1 系統当たり最大電流	800	A / 系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個 / 架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個 / 架
整流装置総合効率	0.87	-
整流装置基本部面積	10	m ² / 架
整流装置増設架面積	2	m ² / 架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線 1 回線当たりの消費電流	0.484375	A / 回線
直流変換電源装置 1 架最大電流	80	A / 架
直流変換電源装置架単位面積	5	m ² / 架
入力変換効率	0.85	-
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	k V A
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(9)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(13)	30	m ²
交流無停電電源装置所要面積(14)	20	m ²
交流無停電電源装置所要面積(15)	30	m ²

交流無停電電源装置(200V)用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(1)	13	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(2)	16	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(3)	22	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(4)	22	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(5)	31	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(6)	38	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(7)	49	m ²
建物付帯設備面積付加係数(複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7	-
建物付帯設備面積付加係数(複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8	-
建物付帯設備面積付加係数(平屋局舎)	0.9	-
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量(複数階局舎)	0.01	kVA/m ²
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量(平屋局舎)	0.01	kVA/m ²
単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量(交換機設置局)	0.01	kVA/m ²
受電装置規定容量(1)	100	kVA
受電装置規定容量(2)	200	kVA
受電装置規定容量(3)	300	kVA
受電装置規定容量(4)	500	kVA
受電装置規定容量(5)	750	kVA
受電装置規定容量(6)	1,000	kVA
受電装置規定容量(7)	1,500	kVA
受電装置規定容量(8)	2,000	kVA
受電装置規定容量(9)	4,000	kVA
受電装置所要面積(1)	30	m ²
受電装置所要面積(2)	45	m ²
受電装置所要面積(3)	45	m ²
受電装置所要面積(4)	50	m ²
受電装置所要面積(5)	50	m ²
受電装置所要面積(6)	50	m ²
受電装置所要面積(7)	50	m ²
受電装置所要面積(8)	60	m ²
受電装置所要面積(9)	162	m ²
受電装置更改面積(1)	15	m ²
受電装置更改面積(2)	25	m ²
受電装置更改面積(3)	25	m ²
受電装置更改面積(4)	32	m ²
受電装置更改面積(5)	35	m ²
受電装置更改面積(6)	37	m ²
受電装置更改面積(7)	52	m ²
受電装置更改面積(8)	54	m ²
受電装置更改面積(9)	212	m ²
発電装置規定容量(1)	10	kVA
発電装置規定容量(2)	20	kVA
発電装置規定容量(3)	37.5	kVA
発電装置規定容量(4)	50	kVA

交流無停電電源装置(200V)用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(1)	13	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(2)	16	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(3)	22	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(4)	22	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(5)	31	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(6)	38	m ²
交流無停電電源装置(200V)用蓄電池所要面積(7)	49	m ²
建物付帯設備面積付加係数(複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7	-
建物付帯設備面積付加係数(複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8	-
建物付帯設備面積付加係数(平屋局舎)	0.9	-
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量(複数階局舎)	0.01	kVA/m ²
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量(平屋局舎)	0.01	kVA/m ²
単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量(交換機設置局)	0.01	kVA/m ²
受電装置規定容量(1)	100	kVA
受電装置規定容量(2)	200	kVA
受電装置規定容量(3)	300	kVA
受電装置規定容量(4)	500	kVA
受電装置規定容量(5)	750	kVA
受電装置規定容量(6)	1,000	kVA
受電装置規定容量(7)	1,500	kVA
受電装置規定容量(8)	2,000	kVA
受電装置規定容量(9)	4,000	kVA
受電装置所要面積(1)	30	m ²
受電装置所要面積(2)	45	m ²
受電装置所要面積(3)	45	m ²
受電装置所要面積(4)	50	m ²
受電装置所要面積(5)	50	m ²
受電装置所要面積(6)	50	m ²
受電装置所要面積(7)	50	m ²
受電装置所要面積(8)	60	m ²
受電装置所要面積(9)	162	m ²
受電装置更改面積(1)	15	m ²
受電装置更改面積(2)	25	m ²
受電装置更改面積(3)	25	m ²
受電装置更改面積(4)	32	m ²
受電装置更改面積(5)	35	m ²
受電装置更改面積(6)	37	m ²
受電装置更改面積(7)	52	m ²
受電装置更改面積(8)	54	m ²
受電装置更改面積(9)	212	m ²
発電装置規定容量(1)	10	kVA
発電装置規定容量(2)	20	kVA
発電装置規定容量(3)	37.5	kVA
発電装置規定容量(4)	50	kVA

発電装置規定容量(5)	75	k V A
発電装置規定容量(6)	100	k V A
発電装置規定容量(7)	150	k V A
発電装置規定容量(8)	200	k V A
発電装置規定容量(9)	250	k V A
発電装置規定容量(10)	300	k V A
発電装置規定容量(11)	375	k V A
発電装置規定容量(12)	500	k V A
発電装置規定容量(13)	625	k V A
発電装置規定容量(14)	750	k V A
発電装置規定容量(15)	1,000	k V A
発電装置規定容量(16)	1,500	k V A
発電装置規定容量(17)	1,750	k V A
発電装置規定容量(18)	2,000	k V A
発電装置規定容量(19)	3,125	k V A
発電装置所要面積(1)	36	m ²
発電装置所要面積(2)	36	m ²
発電装置所要面積(3)	36	m ²
発電装置所要面積(4)	36	m ²
発電装置所要面積(5)	36	m ²
発電装置所要面積(6)	36	m ²
発電装置所要面積(7)	54	m ²
発電装置所要面積(8)	54	m ²
発電装置所要面積(9)	54	m ²
発電装置所要面積(10)	72	m ²
発電装置所要面積(11)	72	m ²
発電装置所要面積(12)	72	m ²
発電装置所要面積(13)	72	m ²
発電装置所要面積(14)	72	m ²
発電装置所要面積(15)	108	m ²
発電装置所要面積(16)	108	m ²
発電装置所要面積(17)	108	m ²
発電装置所要面積(18)	108	m ²
発電装置所要面積(19)	108	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (R T - B O X)	100	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T - B O X)	9	m ²
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m ²
R T - B O X 土地面積	75	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A / 架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² / 架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A / 架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² / 架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A / 架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² / 架
土地単価時価補正係数	0.7	-

発電装置規定容量(5)	75	k V A
発電装置規定容量(6)	100	k V A
発電装置規定容量(7)	150	k V A
発電装置規定容量(8)	200	k V A
発電装置規定容量(9)	250	k V A
発電装置規定容量(10)	300	k V A
発電装置規定容量(11)	375	k V A
発電装置規定容量(12)	500	k V A
発電装置規定容量(13)	625	k V A
発電装置規定容量(14)	750	k V A
発電装置規定容量(15)	1,000	k V A
発電装置規定容量(16)	1,500	k V A
発電装置規定容量(17)	1,750	k V A
発電装置規定容量(18)	2,000	k V A
発電装置規定容量(19)	3,125	k V A
発電装置所要面積(1)	36	m ²
発電装置所要面積(2)	36	m ²
発電装置所要面積(3)	36	m ²
発電装置所要面積(4)	36	m ²
発電装置所要面積(5)	36	m ²
発電装置所要面積(6)	36	m ²
発電装置所要面積(7)	54	m ²
発電装置所要面積(8)	54	m ²
発電装置所要面積(9)	54	m ²
発電装置所要面積(10)	72	m ²
発電装置所要面積(11)	72	m ²
発電装置所要面積(12)	72	m ²
発電装置所要面積(13)	72	m ²
発電装置所要面積(14)	72	m ²
発電装置所要面積(15)	108	m ²
発電装置所要面積(16)	108	m ²
発電装置所要面積(17)	108	m ²
発電装置所要面積(18)	108	m ²
発電装置所要面積(19)	108	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (R T - B O X)	100	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T - B O X)	9	m ²
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m ²
R T - B O X 土地面積	75	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A / 架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² / 架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A / 架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² / 架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A / 架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² / 架
土地単価時価補正係数	0.7	-

土地単価時点補正係数(北海道)	1	-
土地単価時点補正係数(青森県)	1	-
土地単価時点補正係数(岩手県)	1	-
土地単価時点補正係数(宮城県)	1	-
土地単価時点補正係数(秋田県)	1	-
土地単価時点補正係数(山形県)	1	-
土地単価時点補正係数(福島県)	1	-
土地単価時点補正係数(茨城県)	1	-
土地単価時点補正係数(栃木県)	1	-
土地単価時点補正係数(群馬県)	1	-
土地単価時点補正係数(埼玉県)	1	-
土地単価時点補正係数(千葉県)	1	-
土地単価時点補正係数(東京都)	1	-
土地単価時点補正係数(神奈川県)	1	-
土地単価時点補正係数(新潟県)	1	-
土地単価時点補正係数(富山県)	1	-
土地単価時点補正係数(石川県)	1	-
土地単価時点補正係数(福井県)	1	-
土地単価時点補正係数(山梨県)	1	-
土地単価時点補正係数(長野県)	1	-
土地単価時点補正係数(岐阜県)	1	-
土地単価時点補正係数(静岡県)	1	-
土地単価時点補正係数(愛知県)	1	-
土地単価時点補正係数(三重県)	1	-
土地単価時点補正係数(滋賀県)	1	-
土地単価時点補正係数(京都府)	1	-
土地単価時点補正係数(大阪府)	1	-
土地単価時点補正係数(兵庫県)	1	-
土地単価時点補正係数(奈良県)	1	-
土地単価時点補正係数(和歌山県)	1	-
土地単価時点補正係数(鳥取県)	1	-
土地単価時点補正係数(島根県)	1	-
土地単価時点補正係数(岡山県)	1	-
土地単価時点補正係数(広島県)	1	-
土地単価時点補正係数(山口県)	1	-
土地単価時点補正係数(徳島県)	1	-
土地単価時点補正係数(香川県)	1	-
土地単価時点補正係数(愛媛県)	1	-
土地単価時点補正係数(高知県)	1	-
土地単価時点補正係数(福岡県)	1	-
土地単価時点補正係数(佐賀県)	1	-
土地単価時点補正係数(長崎県)	1	-
土地単価時点補正係数(熊本県)	1	-
土地単価時点補正係数(大分県)	1	-
土地単価時点補正係数(宮崎県)	1	-
土地単価時点補正係数(鹿児島県)	1	-
土地単価時点補正係数(沖縄県)	1	-
監視設備(総合監視) 対投資額比率	<u>0.0015</u>	-
監視設備(加入者交換機) 対投資額比率	<u>0.0688</u>	-
監視設備(中継交換機) 対投資額比率	<u>0.0664</u>	-
監視設備(市外線路) 対投資額比率	<u>0.0365</u>	-

土地単価時点補正係数(北海道)	1	-
土地単価時点補正係数(青森県)	1	-
土地単価時点補正係数(岩手県)	1	-
土地単価時点補正係数(宮城県)	1	-
土地単価時点補正係数(秋田県)	1	-
土地単価時点補正係数(山形県)	1	-
土地単価時点補正係数(福島県)	1	-
土地単価時点補正係数(茨城県)	1	-
土地単価時点補正係数(栃木県)	1	-
土地単価時点補正係数(群馬県)	1	-
土地単価時点補正係数(埼玉県)	1	-
土地単価時点補正係数(千葉県)	1	-
土地単価時点補正係数(東京都)	1	-
土地単価時点補正係数(神奈川県)	1	-
土地単価時点補正係数(新潟県)	1	-
土地単価時点補正係数(富山県)	1	-
土地単価時点補正係数(石川県)	1	-
土地単価時点補正係数(福井県)	1	-
土地単価時点補正係数(山梨県)	1	-
土地単価時点補正係数(長野県)	1	-
土地単価時点補正係数(岐阜県)	1	-
土地単価時点補正係数(静岡県)	1	-
土地単価時点補正係数(愛知県)	1	-
土地単価時点補正係数(三重県)	1	-
土地単価時点補正係数(滋賀県)	1	-
土地単価時点補正係数(京都府)	1	-
土地単価時点補正係数(大阪府)	1	-
土地単価時点補正係数(兵庫県)	1	-
土地単価時点補正係数(奈良県)	1	-
土地単価時点補正係数(和歌山県)	1	-
土地単価時点補正係数(鳥取県)	1	-
土地単価時点補正係数(島根県)	1	-
土地単価時点補正係数(岡山県)	1	-
土地単価時点補正係数(広島県)	1	-
土地単価時点補正係数(山口県)	1	-
土地単価時点補正係数(徳島県)	1	-
土地単価時点補正係数(香川県)	1	-
土地単価時点補正係数(愛媛県)	1	-
土地単価時点補正係数(高知県)	1	-
土地単価時点補正係数(福岡県)	1	-
土地単価時点補正係数(佐賀県)	1	-
土地単価時点補正係数(長崎県)	1	-
土地単価時点補正係数(熊本県)	1	-
土地単価時点補正係数(大分県)	1	-
土地単価時点補正係数(宮崎県)	1	-
土地単価時点補正係数(鹿児島県)	1	-
土地単価時点補正係数(沖縄県)	1	-
監視設備(総合監視) 対投資額比率	<u>0.0016</u>	-
監視設備(加入者交換機) 対投資額比率	<u>0.0705</u>	-
監視設備(中継交換機) 対投資額比率	<u>0.0680</u>	-
監視設備(市外線路) 対投資額比率	<u>0.0370</u>	-

監視設備（市内線路） 対投資額比率	0.0135	-
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	0.0878	-
共通用建物 対投資額比率	<u>0.007740</u>	-
共通用土地 対投資額比率	<u>0.010378</u>	-
共通用土地単価補正係数	1	-
構築物 対投資額比率	<u>0.0836</u>	-
機械及び装置 対投資額比率	0.0007	-
車両 対投資額比率	0.0001	-
工具、器具及び備品 対投資額比率	<u>0.0058</u>	-
無形固定資産（交換機ソフトウェア） 対投資額比率	<u>0.0156</u>	-
無形固定資産（その他の無形固定資産） 対投資額比率	<u>0.0044</u>	-

別表第3
（略）

別表第4の1
（略）

別表第4の2
（略）

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率	0.0494	-
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	<u>686</u>	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	<u>530,711,820</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	<u>510,921,036</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	<u>501,025,644</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	<u>520,816,428</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	<u>508,447,188</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	<u>535,659,516</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	<u>525,764,124</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	<u>565,345,691</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	<u>565,345,691</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	<u>548,028,756</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	<u>587,610,323</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	<u>592,558,019</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	<u>627,191,890</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	<u>595,031,867</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	<u>530,711,820</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	<u>560,397,995</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	<u>575,241,083</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	<u>565,345,691</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	<u>607,401,107</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	<u>572,767,235</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	<u>567,819,539</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	<u>585,136,475</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	<u>580,188,779</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	<u>567,819,539</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	<u>560,397,995</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	<u>570,293,387</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	<u>585,136,475</u>	円

監視設備（市内線路） 対投資額比率	0.0135	-
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	0.0878	-
共通用建物 対投資額比率	<u>0.007490</u>	-
共通用土地 対投資額比率	<u>0.010623</u>	-
共通用土地単価補正係数	1	-
構築物 対投資額比率	<u>0.0847</u>	-
機械及び装置 対投資額比率	0.0007	-
車両 対投資額比率	0.0001	-
工具、器具及び備品 対投資額比率	<u>0.0061</u>	-
無形固定資産（交換機ソフトウェア） 対投資額比率	<u>0.0148</u>	-
無形固定資産（その他の無形固定資産） 対投資額比率	<u>0.0046</u>	-

別表第3
（略）

別表第4の1
（略）

別表第4の2
（略）

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率	0.0494	-
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	<u>707</u>	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	<u>549,455,503</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	<u>524,222,977</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	<u>504,036,956</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	<u>524,222,977</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	<u>511,606,714</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	<u>544,408,998</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	<u>544,408,998</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	<u>577,211,281</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	<u>584,781,039</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	<u>567,118,271</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	<u>610,013,564</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	<u>594,874,049</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	<u>630,199,585</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	<u>597,397,301</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	<u>534,315,987</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	<u>579,734,533</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	<u>597,397,301</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	<u>584,781,039</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	<u>610,013,564</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	<u>594,874,049</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	<u>589,827,544</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	<u>587,304,291</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	<u>597,397,301</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	<u>587,304,291</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	<u>579,734,533</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	<u>592,350,796</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	<u>607,490,312</u>	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	<u>560,397,995</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	<u>582,662,627</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	<u>575,241,083</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	<u>543,081,060</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	<u>538,133,364</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	<u>550,502,604</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	<u>543,081,060</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	<u>538,133,364</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	<u>525,764,124</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	<u>530,711,820</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	<u>535,659,516</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	<u>533,185,668</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	<u>515,868,732</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	<u>513,394,884</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	<u>510,921,036</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	<u>513,394,884</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	<u>510,921,036</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	<u>510,921,036</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	<u>513,394,884</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	<u>496,077,948</u>	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	<u>0.0461</u>	-
伝送装置施設保全費対投資額比率	<u>0.0293</u>	-
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	<u>187,967</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	<u>181,004</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	<u>177,522</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	<u>184,486</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	<u>180,134</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	<u>189,708</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	<u>186,227</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	<u>200,153</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	<u>200,153</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	<u>194,060</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	<u>207,987</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	<u>209,728</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	<u>221,914</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	<u>210,599</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	<u>187,967</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	<u>198,413</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	<u>203,635</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	<u>200,153</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	<u>214,951</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	<u>202,765</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	<u>201,024</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	<u>207,117</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛知県）	<u>205,376</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（三重県）	<u>201,024</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（滋賀県）	<u>198,413</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（京都府）	<u>201,894</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（大阪府）	<u>207,117</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（兵庫県）	<u>198,413</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（奈良県）	<u>206,246</u>	円/km

加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	<u>569,641,523</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	<u>584,781,039</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	<u>584,781,039</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	<u>562,071,765</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	<u>557,025,260</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	<u>569,641,523</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	<u>562,071,765</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	<u>557,025,260</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	<u>544,408,998</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	<u>549,455,503</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	<u>554,502,008</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	<u>551,978,755</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	<u>519,176,472</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	<u>521,699,724</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	<u>514,129,967</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	<u>516,653,219</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	<u>514,129,967</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	<u>519,176,472</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	<u>516,653,219</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	<u>514,129,967</u>	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	<u>0.0504</u>	-
伝送装置施設保全費対投資額比率	<u>0.0300</u>	-
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	<u>196,302</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	<u>187,340</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	<u>180,170</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	<u>187,340</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	<u>182,859</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	<u>194,510</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	<u>194,510</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	<u>206,161</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	<u>208,849</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	<u>202,576</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	<u>217,812</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	<u>212,434</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	<u>224,981</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	<u>213,330</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	<u>190,925</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	<u>207,057</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	<u>213,330</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	<u>208,849</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	<u>217,812</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	<u>212,434</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	<u>210,642</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	<u>209,746</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛知県）	<u>213,330</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（三重県）	<u>209,746</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（滋賀県）	<u>207,057</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（京都府）	<u>211,538</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（大阪府）	<u>216,915</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（兵庫県）	<u>203,472</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（奈良県）	<u>208,849</u>	円/km

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	203,635	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	192,320	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	190,579	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	194,931	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	192,320	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	190,579	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	186,227	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	187,967	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	189,708	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	188,838	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	182,745	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	181,874	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	181,004	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	181,874	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	181,004	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	181,004	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	181,874	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	175,781	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	338	円/回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	42,071	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	40,512	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	39,733	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	41,291	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	40,317	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	42,460	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	41,681	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	44,798	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	44,798	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	43,434	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	46,552	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	46,941	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	49,669	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	47,136	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	42,071	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	44,409	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	45,577	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	44,798	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	48,110	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	45,383	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	44,993	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	46,357	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	45,967	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	44,993	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	44,409	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	45,188	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	46,357	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	44,409	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	46,162	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	45,577	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	43,045	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	42,655	円/km

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	208,849	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	200,783	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	198,991	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	203,472	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	200,783	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	198,991	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	194,510	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	196,302	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	198,095	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	197,198	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	185,548	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	186,444	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	183,755	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	184,651	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	183,755	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	185,548	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	184,651	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	183,755	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	354	円/回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	43,937	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	41,931	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	40,326	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	41,931	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	40,928	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	43,535	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	43,535	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	46,143	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	46,745	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	45,341	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	48,751	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	47,547	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	50,355	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	47,748	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	42,733	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	46,344	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	47,748	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	46,745	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	48,751	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	47,547	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	47,146	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	46,945	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	47,748	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	46,945	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	46,344	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	47,347	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	48,550	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	45,541	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	46,745	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	46,745	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	44,939	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	44,538	円/km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	43,629	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	43,045	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	42,655	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	41,681	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	42,071	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	42,460	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	42,266	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	40,902	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	40,707	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	40,512	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	40,707	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	40,512	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	40,512	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	40,707	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	39,343	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	338	円/回線
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	310,603	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	299,056	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	293,282	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	304,829	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	297,612	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	313,490	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	307,716	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	330,811	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	330,811	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	320,707	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	343,802	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	346,689	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	366,897	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	348,132	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	310,603	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	327,924	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	336,585	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	330,811	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	355,349	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	335,141	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	332,254	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	342,358	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	339,472	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	332,254	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	327,924	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	333,698	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	342,358	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	327,924	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	340,915	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	336,585	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	317,820	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	314,933	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	322,151	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	317,820	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	314,933	円/km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	45,541	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	44,939	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	44,538	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	43,535	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	43,937	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	44,338	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	44,137	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	41,529	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	41,730	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	41,128	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	41,329	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	41,128	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	41,529	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	41,329	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	41,128	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	354	円/回線
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	324,145	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	309,299	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	297,423	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	309,299	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	301,876	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	321,176	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	321,176	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	340,475	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	344,929	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	334,537	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	359,774	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	350,867	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	371,651	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	352,351	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	315,237	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	341,959	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	352,351	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	344,929	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	359,774	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	350,867	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	347,898	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	346,413	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	352,351	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	346,413	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	341,959	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	349,382	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	358,290	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	336,021	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	344,929	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	344,929	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	331,568	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	328,598	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	336,021	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	331,568	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	328,598	円/km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	<u>307,716</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	<u>310,603</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	<u>313,490</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	<u>312,047</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	<u>301,943</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	<u>300,499</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	<u>299,056</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	<u>300,499</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	<u>299,056</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	<u>299,056</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	<u>300,499</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	<u>290,395</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	<u>460,379</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	<u>442,825</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	<u>434,048</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	<u>451,602</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	<u>440,631</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	<u>464,767</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	<u>455,990</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	<u>491,098</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	<u>491,098</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	<u>475,738</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	<u>510,845</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	<u>515,234</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	<u>545,953</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	<u>517,428</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	<u>460,379</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	<u>486,709</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	<u>499,874</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	<u>491,098</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	<u>528,399</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	<u>497,680</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	<u>493,292</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	<u>508,651</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	<u>504,263</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	<u>493,292</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	<u>486,709</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	<u>495,486</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	<u>508,651</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	<u>486,709</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	<u>506,457</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	<u>499,874</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	<u>471,350</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	<u>466,961</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	<u>477,932</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	<u>471,350</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	<u>466,961</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	<u>455,990</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	<u>460,379</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	<u>464,767</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	<u>462,573</u>	円/km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	<u>321,176</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	<u>324,145</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	<u>327,114</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	<u>325,629</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	<u>306,330</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	<u>307,815</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	<u>303,361</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	<u>304,845</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	<u>303,361</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	<u>306,330</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	<u>304,845</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	<u>303,361</u>	/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	<u>482,113</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	<u>459,445</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	<u>441,311</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	<u>459,445</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	<u>448,111</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	<u>477,579</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	<u>477,579</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	<u>507,047</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	<u>513,847</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	<u>497,980</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	<u>536,515</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	<u>522,914</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	<u>554,649</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	<u>525,181</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	<u>468,512</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	<u>509,314</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	<u>525,181</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	<u>513,847</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	<u>536,515</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	<u>522,914</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	<u>518,381</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	<u>516,114</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	<u>525,181</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	<u>516,114</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	<u>509,314</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	<u>520,648</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	<u>534,248</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	<u>500,247</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	<u>513,847</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	<u>513,847</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	<u>493,446</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	<u>488,913</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	<u>500,247</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	<u>493,446</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	<u>488,913</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	<u>477,579</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	<u>482,113</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	<u>486,646</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	<u>484,379</u>	円/km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	447,213	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	445,019	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	442,825	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	445,019	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	442,825	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	442,825	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	445,019	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	429,660	円/km
管路延長km当たり施設保全費	82,441	円/km
中口径管路亘長km当たり施設保全費	82,441	円/km
とう道亘長km当たり施設保全費	82,441	円/km
共同溝亘長km当たり施設保全費	82,441	円/km
自治体管路延長km当たり施設保全費	82,441	円/km
電線共同溝延長km当たり施設保全費	82,441	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.0568	-
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.0285	-
監視設備(総合監視)施設保全費対投資額比率	0.2181	-
監視設備(加入者交換機)施設保全費対投資額比率	0.0494	-
監視設備(中継交換機)施設保全費対投資額比率	0.0461	-
監視設備(市外線路)市外線路延長km当たり施設保全費	12,788	円/km
監視設備(市内線路)市内線路延長km当たり施設保全費	3,030	円/km
監視設備(伝送無線機械)施設保全費対投資額比率	0.0293	-
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.0285	-
構築物施設保全費対投資額比率	0	-
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	-
車両施設保全費対投資額比率	0.0625	-
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.0042	-
無形固定資産(交換機ソフトウェア)施設保全費対投資額比率	0	-
無形固定資産(その他の無形固定資産)施設保全費対投資額比率	0	-
電柱1本当たり道路占用料	449	円/本
管路1km当たり道路占用料	51,777	円/km
中口径管路1km当たり道路占用料	517,501	円/km
とう道1km当たり道路占用料	1,045,671	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	5,504	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	5,504	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	5,504	円/km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	68	円/台
主配線盤端末回線側比率	0.5	-
光ケーブル成端架端末回線側比率	0.5	-
機械設備撤去費用対投資額比率	0.00107	-
市外線路撤去費用対投資額比率	0.00503	-
市内線路撤去費用対投資額比率	0.00233	-
土木設備撤去費用対投資額比率	0.00112	-
建物撤去費用対投資額比率	0.00238	-
構築物撤去費用対投資額比率	0.00297	-
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.00119	-
車両撤去費用対投資額比率	0	-
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.00077	-
試験研究費対直接費比率	0.03279	-
1回線当たり接続関連事務費	0.9	円/回線
1回線当たり専用型接続関連事務費	94.0	円/回線

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	454,911	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	457,178	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	450,378	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	452,645	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	450,378	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	454,911	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	452,645	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	450,378	円/km
管路延長km当たり施設保全費	82,950	円/km
中口径管路亘長km当たり施設保全費	82,950	円/km
とう道亘長km当たり施設保全費	82,950	円/km
共同溝亘長km当たり施設保全費	82,950	円/km
自治体管路延長km当たり施設保全費	82,950	円/km
電線共同溝延長km当たり施設保全費	82,950	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.0578	-
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.0292	-
監視設備(総合監視)施設保全費対投資額比率	0.2195	-
監視設備(加入者交換機)施設保全費対投資額比率	0.0494	-
監視設備(中継交換機)施設保全費対投資額比率	0.0504	-
監視設備(市外線路)市外線路延長km当たり施設保全費	13,318	円/km
監視設備(市内線路)市内線路延長km当たり施設保全費	3,321	円/km
監視設備(伝送無線機械)施設保全費対投資額比率	0.0300	-
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.0292	-
構築物施設保全費対投資額比率	0	-
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	-
車両施設保全費対投資額比率	0.0630	-
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.0043	-
無形固定資産(交換機ソフトウェア)施設保全費対投資額比率	0	-
無形固定資産(その他の無形固定資産)施設保全費対投資額比率	0	-
電柱1本当たり道路占用料	449	円/本
管路1km当たり道路占用料	52,166	円/km
中口径管路1km当たり道路占用料	521,551	円/km
とう道1km当たり道路占用料	1,053,519	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	5,545	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	5,545	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	5,545	円/km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	69	円/台
主配線盤端末回線側比率	0.5	-
光ケーブル成端架端末回線側比率	0.5	-
機械設備撤去費用対投資額比率	0.00111	-
市外線路撤去費用対投資額比率	0.00563	-
市内線路撤去費用対投資額比率	0.00245	-
土木設備撤去費用対投資額比率	0.00123	-
建物撤去費用対投資額比率	0.00308	-
構築物撤去費用対投資額比率	0.00323	-
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.00129	-
車両撤去費用対投資額比率	0	-
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.00080	-
試験研究費対直接費比率	0.03345	-
1回線当たり接続関連事務費	0.9	円/回線
1回線当たり専用型接続関連事務費	119.3	円/回線

1回線当たり専用回線管理運営費	5,028	円/回線
管理共通費比率	0.15266	-
専用型速度換算係数	271	-
専用型5.2M収容回線数	672	回線
端末系交換回数比例比率	0.2274	-
中継系交換回数比例比率	0.4871	-
経済的耐用年数		
交換機	22.2	年
伝送装置	12.3	年
き線点遠隔収容装置	17.3	年
無線伝送装置	6.6	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	23.7	年
地下メタルケーブル	32.4	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	55.9	年
中口径管路	55.9	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	55.9	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備(電源装置)	6	年
電力設備(発電装置)	15	年
電力設備(受電装置)	9	年
機械室建物	24.1	年
監視設備(総合監視)	6	年
監視設備(加入者交換機、中継交換機、伝送無線機械)	6	年
監視設備(市外線路)	10	年
監視設備(市内線路)	13	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産(交換機ソフトウェア)	7.8	年
無形固定資産(その他の無形固定資産)	5.2	年

別表第5～第8(略)

1回線当たり専用回線管理運営費	4,728	円/回線
管理共通費比率	0.16001	-
専用型速度換算係数	282	-
専用型5.2M収容回線数	672	回線
端末系交換回数比例比率	0.2287	-
中継系交換回数比例比率	0.4940	-
経済的耐用年数		
交換機	21.5	年
伝送装置	11.3	年
き線点遠隔収容装置	16.4	年
無線伝送装置	6.6	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	23.3	年
地下メタルケーブル	31.7	年
陸上架空光ケーブル	20.3	年
陸上地下光ケーブル	25.9	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	55.5	年
中口径管路	55.5	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	55.5	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備(電源装置)	6	年
電力設備(発電装置)	15	年
電力設備(受電装置)	9	年
機械室建物	24.1	年
監視設備(総合監視)	6	年
監視設備(加入者交換機、中継交換機、伝送無線機械)	6	年
監視設備(市外線路)	10	年
監視設備(市内線路)	13	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産(交換機ソフトウェア)	5	年
無形固定資産(その他の無形固定資産)	5.2	年

別表第5～第8(略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(総務大臣による通知)

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

(経過措置)

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に合致させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づき変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に合致しているものとみなす。

接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 } 5 (略)</p> <p>6 事業者は 第四条の表一の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を算定する場合には その原価は別表第一の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は 平成二十三年三月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため 第一種指定加入者交換機に係る設備区分のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8 前項の加算は 次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一～三(略)</p> <p>四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては 第一種指定加入者交換機に係る設備区分のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（その増減が当該設備から</p>	<p>附 則</p> <p>1 } 5 (略)</p> <p>6 事業者は 第四条の表一の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を算定する場合には その原価は別表第一の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は 平成二十一年三月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため 第一種指定加入者交換機に係る設備区分のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8 前項の加算は 次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一～三(略)</p> <p>四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては 第一種指定加入者交換機に係る設備区分のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料</p>

加入者交換機関のうち、選任収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く)との接続に関する接続料の原価の五分の一を超えない額(每一种指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、老線は選任収容装置から加入者交換機のうち選任収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額)を加算するものであること

五 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度において、每一种指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、老線は選任収容装置から加入者交換機のうち、選任収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の二を超えない額を加算するものであること

六 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度において、每一种指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、老線は選任収容装置から加入者交換機のうち、選任収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算するものであること

9) 旧第四号から第六号までの老線は選任収容装置から加入者交換機のうち、選任収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業局が設置する選任収容装置設置局

の原価の五分の一を超えない額を加算するものであること

から加入者交換機設置区間に設置されているものに限る。

10¹・11¹ (略)

12¹ 事業者は、第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料を変更する場合には、その価値は第一種指定加入者交換機に係る設権区分のうち回線数の増減に応じて当該設権に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価(基地局設備の回線に係る設権の接続に関するものに限る)等からアナログ信号の伝送に用いられる設権の接続に関するものを除く(次項において同じ)の全部又は一部を加算して算定するようがである。

13¹ 前項の加算は、平成二十一年三月三十一日までの間、第一種指定加入者交換機に係る設権区分のうち回線数の増減に応じて当該設権に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の二分の一を超えない額を加算するものでなければならない。

14¹ 事業者は、法第三十二条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能(新規創第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る)、一の項(加入者交換機能のうち回表備考一のイ及びロの機能(信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く)、四の項、五の項、六の項(光信号中継伝送機能を除く))及び八の項に限る)に係る通信量については、平成二十二年三月三十一日までの間、新規創第十九条の規定により記録された通信量に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量の平均値を用いることができる。

9¹・10¹ (略)

11¹ 事業者は、法第三十二条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能(新規創第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る))、一の項(加入者交換機能のうち回表備考一のイ及びロの機能(信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く))、四の項、五の項、六の項(光信号中継伝送機能を除く))及び八の項に限る)に係る通信量については、平成二十一年三月三十一日までの間、新規創第十九条の規定により記録された通信量に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量の平均値を用いることができる。

15 | 16 | (略)

17 | 平成二十三年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表一の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと同量して算定するものとする。

18 | 19 | (略)

12 | 13 | (略)

14 | 平成二十年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表一の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと同量して算定するものとする。

15 | 16 | (略)

附 則
この法令は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。